

## 陶磁器産業における会社企業の 企業形態的特質と経済的機能

明治期から大正期における  
有田焼産地の事例に基づいて

柴田淳郎

Atsuro Shibata

滋賀大学 経済学部 / 准教授

## I はじめに

本論文の目的は明治期から大正期という日本の産業資本主義黎明期における陶磁器産業、その中でも有田焼産地で成立・発展を遂げた会社企業を分析対象とし、その企業形態的特質と経済的機能を明らかにすることを目的とする。柴田(2006)では陶磁器産業で成立・発展を遂げた会社企業の特質を明らかにしたが、必ずしも企業形態論の理論的文脈に位置づけたわけではなかった。本論文では柴田(2006)で取り上げた一部の会社企業ではあるけれども、企業形態論の理論的文脈の中に位置づけた上で、その企業形態的特質と企業形態の発展の論理について検討を加えたい。とりわけ、柴田(2006)の結論として、陶磁器産業で成立し、また発展を遂げた会社企業の企業形態的特質は人的結社という概念で把握できると主張したが、人的結社という概念についても企業形態論の理論的文脈の中に位置づけたわけではなかった。本論文では柴田(2006)で取り上げた一部の会社企業しか取り上げることはできないが、人的結社の概念が企業形態論でどのように位置づけられるのか、若干の考察を加えると共に今後の研究課題についても考察したいと考える。本論文では柴田(2006)の経営学における理論的意義を探るためにも、できる限り企業形態論の理論的枠組みに沿うように分析を試みたい。

## II 問題意識の設定

本論文は、明治期から大正期という日本の産業資本主義化(工業化)の黎明期における陶磁器産業を分析対象として、当時、成立したカンパニー、

即ち会社企業の企業形態的特質とその経済的機能を明らかにすることを目的としている。本論文が陶磁器産業という在来産業部門に所属する会社企業を分析対象とする第1の理由は、日本型経営論を専門とする筆者の立場から日本型会社制度研究—日本企業の企業形態及びその運営原理、即ち企業統治制度に関する通時分析—を経営学の学問的議論の遡上に再びあげたいからである<sup>1)</sup>。つまり、これまでの日本型経営に関する議論は高度成長期の近代産業部門に所属する会社企業を対象とした研究であり、本論文で前近代社会との非連続性で特徴づけられる近代産業部門だけでなく、連続性で特徴づけられる在来産業部門で成立・発展を遂げた会社企業を分析対象とする理由は、近代産業部門の経験に基づいていたこれまでの日本型経営論を在来産業部門の経験を加味することで、相対化し、より深く日本型経営の特質を考察できると考えるからである。

本論文が陶磁器産業を分析対象とする第2の理由は陶磁器産業及びそこで成立・発展を遂げた会社企業が経済史・経営史の先行研究における位置づけが日本型会社制度研究を展開する上で興味深いからである。伊牟田(1968)によると、陶磁器産業を含む在来産業は少数出資者小資本型に分類される産業部門であり、近代産業部門及び養蚕・茶業・開墾・竹細工等農村工業の延長線上で成立・発展を遂げた会社企業とも異なった所有構造を備えていたことが明らかになっており、在来産業に分類される陶磁器産業に注目することで、日本で成立・発展を遂げた会社制度や企業統治制度の多様性や多系性を示すことができる可能性が高いことがあげられる。また、新保(1969)では在来産業部門は国際競争の有無によって会社企

業の発展コースが異なることが示唆されており、陶磁器産業は味噌・醤油産業のように国際競争が存在しない在来産業とは異なり、江戸期から国際競争が存在し、しかも工業部門でありながら「初期比較優位」を備えた稀な産業部門としての位置付けられるからである。本論文の隠れた問題意識である会社制度や企業統治制度を含めた日本型ビジネスシステムの国際的な競争優位の源泉を考察する上で、陶磁器産業は最も都合の良い産業部門であるといえる。つまり、陶磁器産業は日本の在来産業でありながら現在でも国際競争力を保持する多くの近代的企業—ノリタケ・カンパニーリミテッド、日本特殊陶業株式会社、TOTO、INAX、京セラ株式会社、香蘭社等—が成立・発展を遂げた産業部門でもあり、経営学における日本型経営論の学術的議論との接合が比較的容易であり、日本型経営論を更に学術的に深化していく上で、非常に重要な特徴を備えた産業部門であると位置づけることが可能であると考えられる。

### III 分析枠組みの提示

本論文の目的のひとつに柴田(2006)で取り扱った陶磁器産業で成立・発展を遂げた会社企業に関する分析を経営学、その中でも企業形態論に位置づけることをあげた。経営学における企業形態論及び企業統治論に関する体系的なレビューは別稿としたいが、ここでは企業形態論の主要文献を取り上げ、会社企業の特質を理解する上でどのような視角に立脚するのかについて最小限の説明をしておきたい。ただし、本論文の目的はあくまで会社企業の企業形態的特質を理解することが目的であり、既存の企業形態論における類

1) 日本型会社制度研究の詳細については柴田(2020b)を参照のこと。

型にこれらの会社企業をあてはめることではない。ここではあくまで会社企業の会社制度上の特質を理解する上で不可欠なメルクマールを識別することを目的とする<sup>2)</sup>。

### 3.1. 法律形態と経済形態との区別

企業形態とは企業と出資者の関係を類型化したものである(増地, 1994)。企業形態に関する研究は大きく二つのアプローチが存在する。①法律形態を研究するアプローチと②経済形態を研究するアプローチである。法律形態とは企業形態に関係する法規全体(増地, 1930)を研究対象とするアプローチであり、企業と出資者の法的関係を研究することを目的としている(増地, 1994)。一方、経済形態とは企業と出資者の経済的関係を研究対象とするアプローチである(増地, 1994)。法律形態と経済形態に関する研究はアプローチの違いであり、実際の会社企業の企業形態は実体的には相互に関連をもっており、明確に区別できない場合も存在するが、本論文では基本的に経済形態を解明することを目的とする。その理由は日本の会社制度は欧米から移植された制度であり、明治期から大正期という日本の産業資本主義黎明期においては企業形態に関する法規が未成熟な段階にあり、法律形態を研究することに限界があるからである(柴田, 2020b)。本論文が経済形態に焦点化するもうひとつの理由は柴田(2020b)でも指摘したが、株式会社を含む会社制度には制度的柔軟性が存在し、法律形態、例えば合名会社、合資会社、株式会社等の法律形態が実体的には多様な経済形態を備えている場合が存在し、経済形態の解明こそが、会社企業の特徴を理解上で、重要であると考えられるからである。

### 3.2. 会社企業の企業形態的特質を識別するためのメルクマール—静態的形態論—

以上では企業形態論の研究アプローチは法律形態と経済形態を解明する2つのアプローチが存在すると指摘した。企業形態論ではこれ以外にも触れておかなければならないアプローチの相違が存在する。国弘(1991)は企業形態論には静態的形態論と動態的形態論の2つが存在すると指摘する。静態的形態論は各企業形態—即ち、企業と出資者に関する関係—の質的相違を解明するアプローチであり<sup>3)</sup>、企業形態に関するいわば共時分析である。一方、動態的形態論とは企業形態の変化(発展)を解明するアプローチである。これは企業形態に関する通時分析と位置づけることができる。ここではまず静態的形態論をレビューすることで企業形態の質的相違を識別する上でのメルクマールを整理していきたい。

静態的形態論、その中でも経済形態に焦点化した日本の最初の研究は増地(1930)である。増地(1930)が提示した企業形態に関する類型(存在形態)は本論文の研究関心である会社企業の類型に限定して整理すると以下ようになる。①第一種少数集団企業、②第二種少数集団企業、③多数集団企業である。まずこれらの企業形態に関する類型を質的に類別する大前提はそれぞれの企業形態の相違は出資・経営・支配の関係性の相違にあるということである。出資とは「経営経済における第一次的危険を負担し、かつ原則として返還期間の定められていない資本の拠出」、経営とは「経営経済活動を指揮すること」、支配とは「経営者を左右する権能」と定義される(吉田, 1994)。第一種少数集団企業は「企業者の全部が出資者にして経営者」である企業形態であり(増地,

2) このようなアプローチは本論文に固有のアプローチではない。例えば増地(1994)は、「企業形態論が企業形態を分類するのは、分類すること自体に目的があるのではなく、類型化することが、企業と出資者との関係を考察するのに便利だからである」と指摘される。

3) 国弘(1991)は「出資と経営の関係からみて、いかなる企業形態があるかをみて、その各形態をいわば並列的に考察するもの」と指摘している。

1930)、これは即ち出資者・経営者が完全に一致することで企業の支配は出資者、即ち所有者に完全に帰属する企業形態と理解できる。ちなみに出資と経営が一致する場合の出資者は企業者、ないし機能資本家と呼ばれる(今城、1994)。②第二種少数集団企業は「企業者の一部は出資者にして経営者なるも、他の一部は単なる出資者」である企業形態のことを指す(増地、1930)。この企業形態の特質は、第一種少数集団企業がすべての出資者が経営を担当するのに対して、第二種少数集団企業は一部の出資者が経営を担当しない、即ち企業の支配に関わらないのである。このような出資者は出資に対する反対給付として配当を代表とする利益分配に与ることを目的とした出資者であり、経営を担当する出資者である機能資本家に対して、経営を担当しないという意味で無機能資本家(ないし投資家)と呼ばれる(今城、1994)。つまり、第二種少数集団企業の企業形態上の特質は機能資本家と無機能資本家が混在する企業形態ということになる。③多数集団企業は「企業の大部分は単なる出資者」である企業形態であり(増地、1930)、経営学においては基本的に上場会社を指す(吉田、1945)。即ち、多数集団企業とは多数の無機能資本家によって構成される企業形態であり、出資・経営・支配の関係性という点では、出資・経営・支配のそれぞれが完全に分離するか(所有が高度に分散し、経営者支配が確立した企業の場合)、もしくは出資と経営・支配とが二分された企業形態を意味する(吉田、1945)。

これら企業形態の類型、即ち出資・経営・支配の関係性の相違は他の企業形態上の質的相違が伴う。この点を考察するのに参考となる企業形態の別の類型として①人的集団企業、②混合集団

企業、③資本的集団企業がある(国弘、1991;吉田、1994)。この企業形態に関する類型は人と資本との結合関係の濃淡にクローズアップしたものと理解できる。ここでいう「人的」とは個人的信頼に基づく企業形態か否かである(吉田、1994)。即ち、人的集団企業は出資者相互及び企業と出資者の相互関係が完全に個人的信頼に基づく企業形態であり、機能資本の結合体である。一方、混合的集団企業は一部の出資者が出資者相互間及び企業との人的信頼に基づかない、無機能資本の提供者となった企業形態である。つまり、一部の出資者が企業と物的信頼関係を取り結ぶ企業形態が混合的集団企業ということになる。ここでいう物的信頼関係とは企業と出資者との関係が出資に対する株価・配当等のように基本的に純粋な経済的関係となるという意味である。つまり、企業と出資者の関係が物化(物象化)したものが物的信頼関係である。最後に、③資本的集団企業とは上場企業のように大多数の無機能出資者によって構成される企業形態であり、このことは出資者相互、ないし大多数の企業と出資者との関係が物的信頼関係、即ち物化された経済的関係となった企業形態である。多数の出資者と人的信頼関係を構築するのは非常に困難であり、出資者相互及び企業と出資者との関係が物化した企業形態ほど社会的資本の企業への集中に適した形態となる。更に付記すると、機能資本は経営を担当するが故に、その成果について責任を負う関係となり、無限責任を、無機能資本は経営を担当しないので、その成果について責任を負う関係はなく、有限責任を負担すると理解される。

以上を会社企業の企業形態的特質を識別するメルクマールという観点から整理すると以下のよう

になる。①無機能資本の発生の有無②機能資本と無限責任、無機能資本と有限責任負担との対応関係、③機能資本は人的信頼に対応し、無機能資本は物的信頼に基本的には対応する。つまり、無機能資本が発生していない企業形態は機能資本の相互結合形態と定義され、出資・経営・支配が完全に一致するため全社員の無限責任負担が対応する。このような企業形態は機能資本が人的信頼に対応するため第一種少数集団企業・人的集団企業と分類される。また、一部の出資者が無機能資本として分化する企業形態は出資・経営・支配の一部が分離し、機能資本と無機能資本の相互結合形態として理解される。機能資本は無無限責任と人的信頼を、無機能資本は有限責任と物的信頼に対応する。このような企業形態は第二種集団企業・混合的集団企業と分類される。最後に、多数が無機能資本で構成される企業形態は多数集団企業・資本的集団企業に分類され、基本的に有限責任と物的信頼が対応するのである。

### 3.3. 会社企業の企業形態的特質を識別するためのメルクマール—動態的形態論—

次に、動態的形態論について考察していきたい。動態的形態論とは企業形態の通時的な発展ないし変化を明らかにすることを目的とした研究であると理解できる。動態的形態論を代表する日本の研究として国弘(1991)は高宮(1942)、大塚(1969)及び大木(1948)が存在すると指摘する。ここでは高宮(1942)及び大塚(1969)の研究に注目し、本論文でとりあげる会社企業の企業形態的特質の発展(変化)を理解するための論理を纏めたい。

高宮(1942)の研究は「企業集中」を明らかにすることにある。企業集中とは資本集中(資本結合)

の一形態であり、会社形態に基づく資本集中の次に位するより高次の段階にある資本集中形態として定義される(高宮, 1942)。その意味では会社形態に基づく資本集中の問題を扱う本論文にとっては関係のない論文と言えるかもしれない。しかし、高宮(1942)の分析枠組みは企業集中だけでなく、会社形態における資本集中と企業形態の発展の論理及びその経済的機能、またそれらを媒介する資本集中と組織のあり方を考察する上で、非常に有用であり、端的にここで紹介しておきたい。

高宮(1942)が指摘する資本集中形態の経済的機能は以下の3つに分類される。i)市場統制目的、ii)産業合理化目的、iii)金融目的である。また、資本集中に伴う組織との関係についてであるが、高宮(1942)は「資本集中は……中略……機能資本の経営上の支配の集中、機能資本の組織的構成員の集中を意味する」、また「資本集中は経済の組織的構成の範囲の結合、これによる組織的構成の範囲の拡大である」と指摘する。この高宮(1942)の指摘は経営学に基づく会社制度研究にとって極めて重要である。これまでの多くの企業形態に関する日本の研究は企業と出資者の関係に焦点化し、経営組織との関係についてはブラックボックスとした上で、その経済的機能を問う傾向があるからである。更に高宮(1942)は企業形態の発展の論理を大塚(1969)に基づいて「結合」と「支配」の矛盾の解消過程として理解する。この点は後述する大塚(1969)と同様の論理であるので、以下で纏めて議論を整理したい。

大塚(1969)は「株式会社発生史論」というタイトルから理解できるように、合名会社→合資会社→株式合資会社→株式会社という西洋において成立・発展を遂げた会社制度の発生とその発展

の論理を解明した画期的な経済史・経営史分野の研究である。ここでは大塚(1969)に基づきそれぞれの会社制度を質的に類別するメルクマールとその発展の論理について纏めたい。

大塚(1969)の分析枠組みを理解する上で、まず出資には2つの種類が存在することを理解する必要がある。それは①ソキエタス、②コンメンダである。ソキエタスとは機能資本であり、無限責任を負担する出資形態である。コンメンダは無機能資本であり、有限責任を負担する出資形態である。大塚(1969)の会社制度に関する類型の第一のメルクマールはソキエタスとコンメンダ出資(持分資本)の結合のあり方である。即ち、合名会社はソキエタス出資のみによって形成された機能資本家相互の結合形態である。合資会社はこのソキエタス出資を実施した機能資本家団に対して、コンメンダという無機能有限出資が結合した形態である。株式合資会社はこの合資会社形態にある程度自由に譲渡可能な等額株式制が備わると共に会社機関の発生や機能分化の萌芽が確認される会社形態である。また、株式会社のメルクマールは全社員の有限責任制、会社機関の存在、譲渡自由なる等額株式制、永続性と確定資本金制である。大塚(1969)は以上、4つの特徴を備えた会社企業を株式会社と主張したのである。

次に会社制度発展の論理について大塚(1969)に基づき整理していく。その論理とは「結合と支配の相互関係」である。結合とは資本結合を意味する。支配とは企業支配である。具体的には企業の経営、利潤の分配、蓄積された資本を支配することである。高宮(1942)は企業支配の問題を統一的企业意思の保持と概念化している。

資本集中と集積を促進する二大契機は「競争」

と「信用」である。一般に資本家は競争場裡において、優位に競争を展開し、利潤を集積していくためにはより多くの資本を企業に集中する必要性に迫られる。その資本集中のための手段が資本結合である。資本結合を促進するもうひとつの契機は「信用」である。資本家相互間に信用がなければそもそも資本結合が発生しないからである。この問題はさておき、結合と支配の論理の説明に戻れば、資本結合が拡大していけば、多くの機能資本家が企業に参加することで、企業支配を巡る対立(顕在的にも潜在的にも)が発生するのである。つまり、企業支配、即ち企業経営、蓄積された利潤の分配に関して、統一的な意思決定を担保することへの負荷が高まっていくのである。結果、企業支配-即ち統一的な企業意思の担保-と資本結合は矛盾をきたすのである。大塚(1969)はこの資本結合の要請と企業支配への欲求という会社企業に内在する矛盾、この矛盾の解消過程が会社形態の発生と発展の論理であると指摘するのである。つまり、「競争」対応により、資本結合への要請が高まる。結果、「信用」を媒介としつつ機能資本のみで資本結合が達成された形態が合名会社となる。しかし、複数の機能資本家による共同経営は企業経営、利潤分配、集積した資本の支配、即ち企業支配のイニシアティブを誰がとるのかについて潜在的・顕在的な対立が発生するのである。当初、信用を媒介として結合された資本であっても、このような結合関係の形成は企業支配を巡る対立が運命的に内在するのである。この資本結合と企業支配の宿命的矛盾を解消するためのひとつの方法が無機能有限出資(コンメンダ)である。無機能有限出資は企業支配に連結しない出資である。このような無機能有限出資は企業支配に連結

しない出資であるが故に、資本結合の拡大に基づく企業支配を巡る矛盾を一定程度解消することに有効なのである。結果、発生した新しい会社制度が機能資本家団に無機能資本が結合される企業形態、即ち合資会社であったのである。ただし、このような無機能有限出資の発生は企業支配との連結を喪失した結果、無限責任であった出資者の責任が有限責任となると共に、更に企業と出資の関係の物化(物象化)が伴うのである。本来、人的結合関係の下にあった企業と出資の関係が出資に対する利益分配を求める等、経済的関係が強化され、企業と出資の関係が純粋な経済的関係となる(物化)のである。

資本結合と企業支配の矛盾を解消するための方法は無機能有限出資の発生だけではない。それは会社機関の発生と機能分化である(大塚, 1969)。合資会社の機能資本家が保持する企業家職能が私的個人性をはなれて会社機関の中に固定され客観化されるという傾向を示すようになるのである(大塚, 1969)。ここでいう会社機関とは取締役会や監査役会のことを指す。結果、マグナ・ソキエタス、即ち合資会社形態における「結合」は「支配」の欲求と矛盾することなしに進行し、会社企業の規模は拡大されたのである(大塚, 1969)。つまり、機能資本家の支配への欲求が会社機関に客観化し、物化されることで私的な動機に基づく企業支配が抑制され、更なる信用を確立することにより、更なる資本結合を可能としたのである。また、マグナ・ソキエタス形態、即ち合資会社形態の際に、資本金が等額ないし比例的な「持分」に分割され、かつある程度自由に譲渡・売買される傾向が生じた。いわば「株式制」の萌芽を示したのである。株式制の成立は会社企業の更な

る資本結合を促進する上で、経済的に機能した点については多くの説明を要しないだろう。この段階に達したマグナ・ソキエタス、即ち合資会社は先駆的会社と呼ばれ、株式合資会社として位置づけられる(大塚, 1969)。つまり、「会社機関」と「株式制」の成立は機能資本の私的な企業支配を抑制すると共に出資の特定企業への固定をある程度緩和すること—即ち、資本が動化すること—で、更なる資本結合を達成するために必要とされる新たな「信用」を確立したのである。

最後に、株式合資会社が株式会社へと発展を遂げる論理とその原因について大塚(1969)に基づいて説明したい。株式合資会社形態より株式会社形態への推転、全社員の有限責任制の確立に関する論理は以下である。この点は非常にわかりやすい。多数の資本結合が達成されればされるほど、その最終的な弁済責任を担保する機能資本の資力が問題となるからである。つまり、資本結合が量的に拡大すれば、少数の中核的機能資本家が無限責任を負担したとしてもその最終的な弁済責任を全うできない状態に至ったのである。結果、無限責任社員の責任形態が有限化し、全社員の有限責任制が成立することになったのである。

これが株式合資会社形態から株式会社形態に企業形態が発展を遂げた論理である。株式会社が物的会社と呼ばれる理由は全社員の有限責任制が成立することで、無限責任負担という機能資本の私的・人的な企業支配の基盤が喪失し、企業職能が会社機関—取締役会や監査役会—という機構に客観化・固定化され、私的・人的支配形態が揚棄された結果、物的支配形態が確立するからである。かかる株式会社形態の成立によって、集中過程の二契機たる「結合」と「支配」とは—会

社形態の範囲内では一究極的に和解せられつつ、もって形態上集中の阻止的エレメントは取り除かれ、会社形態はこれをもって最高の形態に到達するのである(大塚, 1969)。企業と出資の関係が完全に物化した企業形態であるという意味で、株式会社は物的会社と呼ばれるのである。

### 3.4. 分析枠組みの整理

ここまで先行研究—静態的形態論と動態的形態論—に基づいて企業形態を類別するメルクマールと企業形態の発展(変化)の論理を確認してきた。発展の論理は非常にわかりやすく整理することが可能である。資本結合は「競争」と「信用」という二大契機によって促進されるが、資本結合の阻止的エレメントとして、機能資本の企業支配への欲求が存在する。この「結合」と「支配」の矛盾を解消する中で、企業形態の発展(変化)が進展するのである。つまり、企業形態の発展のプロセスはこの「結合」と「支配」の相互関係に内在する矛盾の解消過程として理解することができる。

これに比して、企業形態の類型を整理することは非常に困難である。出資・経営・支配の関係性に基づいた分類という意味では静態的形態論も動態的形態論も凡そ同じ視点に立った研究ではあるが、静態的形態論だけでも、第一種少数集団企業、第二種少数集団企業、多数集団企業、人的集団企業、混合集団企業、資本的集団企業等、同じ質的企業形態的特質を備えた企業類型であっても異なったラベルが貼られている。また、動態的形態論の代表的研究である大塚(1969)は合名会社、合資会社、株式会社等、静態的形態論では法的形態として分類される類型を採用している。静態的形態論が法的形態ではなく、経済形態を識

別することを主目的としているのに対して、動態的形態論は、経済形態の発生・発展から法的形態の発生・発展を明らかにすることが主目的である。このような研究目的の相違が企業形態の経済形態を類別することを複雑にしており、企業の経済形態を統一的な概念で分類することを困難にしている。よって本論文では動態的形態論という研究アプローチが本論文と最も近似する大塚(1969)の企業形態の分類に基づき、合名会社、合資会社、株式会社という類別を用いたいと考える<sup>4)</sup>が、企業形態を類別するメルクマールについては、出資・経営・支配の関係性に基づく、静態的形態論の視点も活用したいと考える。ただし、本論文と大塚(1969)の研究関心が同じであるわけではないという点についてはここで説明を加えておく必要があるだろう。大塚(1969)の研究関心は経済形態から株式会社の発生史を明らかにすることにある。本論文の目的は株式会社の発生史を描くことにあるのではない。更にいえば企業形態を分類することにあるわけでもない。個別の企業の企業形態的特質とその発展(変化)、そしてその経済的機能(逆機能も含めて)との関連を明らかにすることにある。その際、特に系譜的視点(Ito, 1995)を重視する。つまり、大塚(1969)が合名会社、合資会社、株式会社などの会社制度の新たなカテゴリーの発生を分析対象としているのに対して、本論文ではあくまで個別企業の系譜を分析対象とするのである。大塚(1969)が会社制度の種の発展を分析対象とするのに対して、本論文は系譜的視点に立脚し、個体としての会社企業の企業形態的特質とその発展(変化)及びその経済的機能を明らかにするのである。その際に、大塚(1969)の分析枠組みを活用するのである<sup>5)</sup>。

4) 合名会社、合資会社、株式合資会社、株式会社という企業形態は静態的形態論においては法的形態に分類される。その点で経済形態に注目するという本論文のアプローチと矛盾するという批判はあるかもしれない。とはいえ、大塚(1969)は経済形態に注目した研究であり、法律形態の発生を経済形態から説明した研究であると理解できる。この問題は静態

的形態論と以上の類型を分析枠組みの中で対照することで対応したい。

5) この意味で言えば、本論文と大塚(1969)との本質的なアプローチの相違は、個別企業における会社制度の利用のあり方、即ち、個別企業の会社制度の主体的選択を問題としている点にあると言える。

その意味で言えば、本論文で言う経済的機能とは、資本結合だけではない。これは会社制度の内的機能である。個別の会社企業の企業形態的特質が会社企業が存続・成長していく上でどのような意義があったのか、高宮（1942）が指摘する資本結合に伴う組織構成範囲の拡大や集中と競争優位を含む外的機能との連関をも将来的には分析していくことを目指す。以上を総合すると本論文の分析枠組みは表1のように整理できる。

企業形態的特質を識別するメルクマールとしては、出資・経営・支配との関係性に鑑みて、①機能資本と無機能資本の分化が存在するか否かである。存在しない場合は合名会社、存在する場合には合資会社と同定する。この点に関するメルクマールは静態的形態論の分類にも対応している。他のメルクマールは②会社機関の存在及びその

機能分化の有無、③等額株式制の成立如何、④全社員の有限責任制の成立如何である。機能資本と無機能資本の分化、会社機関の存在(機能分化が存在する場合も含めて)、等額株式制が成立している場合は株式合資会社、これらの企業形態的特質を備えた上で、永続性と確定資本金制及び全社員の有限責任制が成立している場合は株式会社と同定するのである。本論文の目的は明治期から大正期に陶磁器産業で成立した会社企業の企業形態を企業形態論の類型にあてはめることではない。あくまで、当時成立した会社企業の企業形態的特質の大枠を理解するためのメルクマールとしてこれらの分類を活用するのである。

最後に、本論文が考える経済的機能について纏めておきたい。静態的形態論及び動態的形態論の先行研究に共通する経済的機能は資本結合

表1 本研究における企業形態識別のメルクマールと発展の論理

本論文における企業形態的分类	合名会社	合資会社	株式合資会社	株式会社
静態的形態論の企業類型①	第一種少数集団企業	第二種少数集団企業	第二種少数集団企業	多数集団企業
静態的形態論の企業類型②	人的集団企業	混合集団企業	混合集団企業	資本的集団企業
機能資本と無機能資本との関係	機能資本の相互結合	機能資本と無機能資本の相互結合	機能資本と無機能資本の相互結合	無機能資本の相互結合
等額株式制の成立	なし	なし	あり	あり
会社機関の発生と機能分化	なし	なし	あり	あり
有限責任制	なし	一部あり	一部あり	全社員の有限責任
出資・経営・支配の関係	完全一致	一部分離	一部分離	完全分離
企業支配的特質	人的支配	人的支配	人的支配	物的支配
永続性と確定資本金制	なし	なし	なし	あり
法律形態と経済形態	経済形態の解明			
経済的機能(内的機能)	資本集中(資本結合)と企業形態の関係			
資本集中と組織の関係	組織構成範囲の拡大・集中と統一的企業意思の確保			
企業形態の発展の論理	「競争」と「信用」を契機とした「結合」と「支配」の矛盾の解消過程			
経済的機能(外的機能)	市場統制、産業合理化、金融、競争優位			
分析対象	会社企業の系譜			

(出所) 以上の研究に基づき筆者作成

(資本集中)である。これは経済的機能でも内的機能として考察する。大資本の結合が必ずしも当該企業の競争優位につながるとは限らない。即ち、資本結合の多寡が如何に会社企業の経済的機能とリンクするかは、当該企業が所属する産業部門の特性、即ち技術や市場に依存すると共に企業支配-統一的企業意思の確保-及び組織的構成範囲のあり方を媒介とする。つまり、資本結合の有効性は当該企業が所属する産業や市場の環境条件及び組織的構成範囲のあり方-経営戦略・経営組織のあり方-によって左右されるのである。その意味で日本型会社制度研究は資本結合という経済的機能を内的経済機能とし、外的経済機能として高宮(1942)が指摘する市場統制目的、産業合理化目的、金融目的を外的機能及びそれ以外にも競争優位というメルクマールとして設定する<sup>6)</sup>。

## IV | 有田焼産地の事例分析<sup>7)</sup>

ここまで会社企業の企業形態的特質を識別するメルクマール及び会社企業の企業形態的發展(変化)の論理について整理してきた。ここでは明治期から大正期にかけての陶磁器産業、その中でも有田焼産地で成立・発展を遂げた会社企業である香蘭社<sup>8)</sup>を取り上げ、その企業形態的特質を識別すると共にその発展の論理及びその経済的機能について考察したい。

### 4.1. 有田焼産地における会社企業の成立とその企業形態的特質

有田焼産地で成立した会社企業の代表例は明治8年(1875年)に結成された香蘭社である。香蘭

社の結成の目的は明治9年(1876)にアメリカにて開催されるフィラデルフィア万国博覧会に有田焼の陶磁器を出品することにあつた。本会社企業の出資者は深川栄左衛門、手塚亀之助、辻常明、深海墨之助の4名であつた。出資総額は4万8,000円であり、存続期間は5年であつた。つまり、永続性と確定資本金制は未成立である。

出資者である深川栄左衛門は江戸期において陶磁器の釉薬の原料であつた柞灰の輸入を許可されていた川原家と深川家のうち、深川家の出自を持つ有田焼産地の資産家であつた。手塚亀之助は幕末期から活躍した大樽の陶磁器を扱う商人である。辻常明は江戸期から禁裏御用に与つた名窯の出自を持つ有田焼産地を代表する職人であり、また深海墨之助も当時の有田焼産地を代表する名窯の出自を持つ有田焼産地を代表する職人であつたのである。辻常明が本会社企業の結成に参加したため、香蘭社も禁裏御用の栄誉に与ることとなつた。香蘭社は有田焼産地の商人資本と職人資本を結集した会社企業であつた。

それではこの会社企業はどのような企業形態上の特徴を備えていたのだろうか。香蘭社則という史料の中の「会社願い」(有田焼編集委員会、1985)に基づいてその特徴を確認していきたい。

香蘭社則第一条立社の目的には「①陶器の質分を精にすること②陶器の形貌及び画彩を美にすること③製造の冗費を減じ価を平らかにすること④やき損じを少なくし製造に成程あらしむること⑤名誉を保続し永久の利益を謀ること」と記載されている。本会社企業の特徴として、一種のカルテル-市場統制を経済的機能とする会社企業-であつたという点は柴田(2006)で指摘したが、それ以外にも産業合理化という経済的機能を発揮

6) 企業統治と競争力の関係については加護野(2005)を参照のこと。

7) 有田焼産地の事例については柴田(2006;2008a;2020a)を再構成している。

8) 香蘭社の前身として伊万里商社という会社企業が存在するが、本会社企業は佐賀藩の出資がなされており、半官半民の会社企業である。よって本会社企業に関する分析は別稿としたい。

することも目指された会社企業であったことが理解できる。

次に、香蘭社則第四款第十五条には「会社へ金を入れ、製造売買のことにあずからず、ただ利益を共通せんを望むものを差金人とす。……中略……差金は百円を以て一株と定む。申し入れより十日以内に差し入るべし」とある。つまり、本会社企業は等額株式制が成立すると共に無機能資本を結合する制度設計となっていたことが理解できる。ただし、この無機能出資が有限責任であったかどうかについては規定がない。しかし、利益分配-株式会社でいえば、配当にあたる-を目的とした出資が可能であったことは理解できるのである。

次に、香蘭社則会議規則第七条には「差金人は集会にあずかるを得ると雖も、計算にかかることを除くほかは見込みを陳ずれども、これを決するの権なかるべし」とある。これは差金人の地位について書かれたものであるが、まず重要な点は会議規則及び集会への参加について言及されており、会社機関が存在したことが理解できる。ただし、差金人は会議に参加する権利はあるが、会社企業の会計や利益分配に関する意見陳述に限定されており、企業支配からは排除される制度設計となっていたことが理解できる。つまり、ここでいう会議とは現在でいう株主総会のようなものであったが、発行された株式には議決権はなく、株の所有者という意味での株主（無機能資本家）の権能は会社企業の経営や会計に関する監査及び配当を含めた利益処分に関する意見陳述に限定されていたのである。つまり、企業支配を担当する機能資本家をモニタリングし、牽制する役割に限定されていたのである。

次に、香蘭社則第四款第十三条には「入社するものは、労力のほかに入社金百円を入社より一月以内に入るべし」という規定及び香蘭社則第四款第十五条「……中略……入社金の外に会社に入れたる金も差金とす……後略……」とあり、機能資本としての出資は100円が上限で、それ以上の出資は差金、即ち無機能資本として扱われることが定められている。

また、香蘭社則会議規則第三条には「入社または差金の申し入れあるときは、会議にて許諾の上にて許すべし」と規定される。即ち、差金人である無機能資本家の権利は意見陳述に限定されているだけでなく、そもそも機能資本家の許諾なしに会社企業に参加することさえ、制限されていたのである。つまり、企業支配の権利については入社金を支払った機能資本に集中・確定された上で、この機能資本に無機能資本が結合される企業形態であったのである。また、機能資本の出資は100円が上限であり、機能資本家相互の企業支配に関する権能は平等であったと理解できる。また株式の自由売買も制限されていた。即ち当時の会社企業は非経営出資者の経営への権能は極めて制限されていたのである。更に付記すれば、本会社を実体的に支配していた機能資本家は全て江戸期からの有田焼関係者であり、血縁や地縁に基づく人的結合関係が基盤となっていたのである。これらの機能資本は有田焼産地の長期的な存続や成長に深いコミットメントを持つ人々である。以上を総合すると、香蘭社の企業形態は株式合資会社形態であり、その企業形態的特質は資本結合よりも有田焼産地の中核的機能資本の人的結合を優先とした人的支配形態-人的結社-であったといえる。

9) 意見対立の内容等詳細な経緯については(柴田, 2006; 2020a)を参照のこと。

10) 柴田(2006; 2008b)は日本陶器グループを分析対象とした研究であるが、意見対立に基づく会社企業の分離独立による資本結合の阻害を解消したのが持株会社の創造であったことが指摘されており、この点が有田焼産地とは異なる。

## 4.2. 有田焼産地における会社企業の企業形態的特質の変化—企業支配を巡る意見対立と会社企業の分裂—

次に、在来産業、その中でも陶磁器産業で成立した会社企業の企業形態の発展(変化)についてみていきたい。本会社はこの後、機能資本家の意見対立によって分裂することとなる<sup>9)</sup>。香蘭社のひとつの経済的機能として産業合理化が存在すると指摘したが、この意見対立は産業合理化の方法を巡る意見対立であったと理解できる。その内容は端的に説明すれば以下のようである。即ち、有田焼産地の陶磁器生産に欧米の機械を導入し、工場制機械工業の確立を目指した深川栄左衛門と工場制手工業の確立を目指した手塚亀之助、辻常明、深海墨之助の意見対立である。香蘭社結成から5年後の明治12年(1879年)のことであった。この意見対立はまず、本論文の分析枠組みでいえば、企業支配を巡る機能資本家相互の対立として理解できる。この意見対立は資本の原理という観点からみれば、入社金100の深川栄左衛門と入社金300の手塚亀之助、辻常明、深海墨之助の対立であったが、解消することはなく、深川栄左衛門が香蘭社を継承し、手塚亀之助、辻常明、深海墨之助等の機能資本家は精磁会社という別会社として分離独立したのである(柴田2006; 2020a)。このような分離独立は統一的な企業意思の保持の失敗として理解できる一方で、分離独立によって、個別の会社企業における統一的な企業意思を確保したとも理解できる。ただし、分離独立による統一的企業意思の確保は、資本結合の破綻をも意味し、大塚(1969)で指摘されるように、「支配」は「結合」の阻止的エレメントとして機能したといえるだろう<sup>10)</sup>。

結果、香蘭社は機能資本である深川栄左衛門、その長男である深川與太郎、次男である深川忠次によって継承され、精磁会社は元香蘭社の機能資本家である手塚亀之助、辻常明、深海墨之助に加えて、新たな機能資本家である深海墨之助の弟である深海竹治及び有田焼産地の醸造家であり、深川家と同様に江戸期に陶磁器の釉薬の原料であった柞灰の輸入を特権的に許可されていた資産家川原家の川原忠次郎が加わった。これら機能資本家の出資額は各々3,000円であった。

更に無機能資本として精磁会社に出資したのは佐賀藩の藩校であった弘道館の教師久米邦武、当時では三井物産に匹敵する日本を代表する貿易商社のひとつであった起立工商会社の創業者である松尾儀介、有田焼の原料であった泉山という陶石場の取締役であり、有田焼産地有数の資産家であり実力者でもあった百田恒右衛門である。これら無機能資本家の出資額は各々1,000円であった。

つまり、精磁会社は資本金1万8,000円で結成されたのである。存続期間は10年であり、本会社も永続性と確定資本金制は確立していなかったことが理解できる。

それではこの精磁会社は会社企業としてどのような特質を備えていたのだろうか<sup>11)</sup>。精磁会社条約草案<sup>12)</sup>には「資本金、但シ一株ニ付金100円ツト定ム」とあり、香蘭社と同様に等額株式制が成立していたことが理解できる。ただし、入社金について定めがあるものの100円の上限については記載がない。また、精磁会社条約草案には「年限中ニ資本ヲ増シ或ハ株ヲ分カチ社員ヲ増スコトアルヘシ。其時ハ社中三人以上承諾ノ上タルヘシ」とあるように、株式の自由売買については香蘭社と同様大きく制約されていたことが理解できる。

11) 精磁会社の社則については松本(1995)及び鎌谷(1991)を参照した。柴田(2006)では鎌谷(1991)も参照したが引用もれがあった。筆者のミスである。ここに謹んでお詫び申し上げたい。

12) ここでは誤解を避けるため精磁会社・条約草案及び定款と記載したが香蘭社の定款案である。香蘭社が分離前に作成されたのがこの草案であり、深川栄左衛門の分離独立後、精磁会社の条約及び定款として継承されたという経緯がある(松本, 1985)。

次に、精磁会社定款十二条には「差金社員ハ各社員ノ所為ヲ視察シ、其利害ヲ忠告シ或ハ時々諸帳簿ヲ点検シテ、其主務者等ヲ監督スルヲ得可シト雖トモ、本社ノ業務ヲ管理シ或ハ社外人ニ対シ社名ヲ以テ契約シ及ヒ其証書等ニ署名スル等ノコトナカル可シ」とあり、会社企業の支配については機能資本が、差金社員、即ち無機能資本家の権限は会計に関する監査や経営及び利益処分に関する意見陳述に限定されていた。つまり、企業支配を担当する機能資本家をモニタリングし、牽制する役割に限定されていたのである。

更に、精磁会社定款第九条には「……前略……萬一非常ノ損失アリテ資本金額ヲ以テ償却スル能ワサル場合アルトキハ差金社員ハ其差金高ニ限ルモノトシ、其他ノ社員ハ各自ノ身代ヲ尽シテ其損失ヲ弁償スルモノトス」と記載されており、機能資本家は無限責任を無機能資本家は有限責任を負担したことが理解できる。この点は香蘭社社則に有限責任規定が存在しなかった点で精磁会社の企業形態は大塚(1969)に基づけば、一歩進んだものと評価できる。しかし、香蘭社のように会議に関する規則はなく、会社機関の存在はもちろん機能分化についても確認することができない。この点については香蘭社に比べて企業形態的特質としては後退したと評価できる。本会社企業の企業形態上の類型は等額株式制が成立しているが、会社機関の存在は確認できず、合資会社と株式合資会社の間接的形態として理解できる。このように当時の会社企業は会社制度が未成熟なため、特定の類型にあてはめることは困難なのである。

最後に、精磁会社は機能資本を代表する入社金の存在については言及されているが、香蘭社と

は異なり、100円を上限とする規定は存在しないと述べた。しかし、精磁会社定款第二十三条には「此定款中重要ノ条件ハ社中総員同意スルニアラサレハ更改セサルモノトス。故ニ後來集議ニ当リ、出金ノ多少ニ拘ラス、可トスル社員多数ナリトモ、否トスル社員ノ少数ヲ束制スルヲ得サル可シ」とあり、機能資本家相互の企業支配に関する権能は出資額の多寡に関わらず、香蘭社と同様に平等であったことが理解できる。更に付記すれば、本会社も非経営出資者の企業支配への権能は制限されており、本会社を実体的支配していた機能資本家は全て江戸期からの有田焼関係者であり、血縁や地縁に基づく人的結合関係を基盤とするのである。本会社の機能資本も有田焼産地の長期的な存続や成長に深いコミットメントを持つ人々である。つまり、本会社企業も中核的機能資本家相互の人的結合を優先する人的支配形態、即ち人的結社としての特質を備えていたといえる。

## V | まとめと今後の課題

本論文は明治期から大正期にかけての有田焼産地で成立・発展を遂げた会社企業を分析対象とし、企業形態論の理論的枠組みに沿って、その企業形態的特質とその発展の論理を明らかにしてきた。その企業形態的特質は典型的に把握すれば、株式合資会社ないし合資会社と株式合資会社との中間形態であったと言える。ただし、本論文の目的は当時の陶磁器産業で成立・発展を遂げた会社企業の特質がどのような類型に適合するかを明らかにすることではない。本論文で明らかにした有田焼産地の会社企業の企業形態的特質は血縁や血縁等、有田焼産地の長期的な存続と成

長に深いコミットメントを持つ機能資本家相互の人的結合を優先する人的支配形態—人的結社—であると結論づけた。問題は、なぜ当時の有田焼産地ではこのような企業形態が採用されたかである。その理由は江戸期から幕末期における有田焼産地は伊万里商人の資本による支配によって有田焼産地の品質が低下するだけで無く、窯焼の困窮化が深刻な社会問題となったからである(柴田, 2006; 2008a)。株式市場が未整備であり、またこれらの会社企業の企業形態が株式合資会社ないし合資会社と株式合資会社の間形態であるので、このような特質は当然のことと思われるだろう。本論文では紙面の都合上、明らかにすることができなかったが、柴田(2006)ではこのような特質は株式会社となった会社企業にも維持されていたことが明らかになっており、むしろ資本結合を優先した会社企業—京都陶器会社—は最も短命に終わったことも明らかとなっている。本論文が競争力という外的な経済的機能を分析枠組みに導入したのはそれが理由である。

人的結社という概念は従来の企業形態論の理論枠組みにおいては、人的集団企業概念に近似しているが、人的集団企業という類型は上場している株式会社には適合しない。また大塚(1969)ではこのような人的結合関係や人的支配に基づく会社制度は更なる資本結合を促進する上で、揚棄されるべきエレメントとして定位されている。この点は資本結合を促進する上では正しい側面がある。また、これら人的結社という特質は更なる長期的視点に立てば揚棄されていくかもしれない。だが、戦略創造の母体は人であり、付加価値の主要な源泉のひとつである。更に、会社企業は付加価値の分配のあり方を司る主体であり、企業支配のあ

り方は国家や地域の存続や発展と密接な関係がある。資本や情報は移動性が高いが、人はそうではないからである。人的結合関係が物化され、純粋な経済的関係としてその特質が揚棄された企業形態だけが株式会社の完成形とする理解には本論文の立場からいえば一定の疑問がある。この疑問を解消するためのヒントは資本結合を促進する「信用」という契機である。「信用」のあり方は文化によって異なる可能性があるからである。戦前の日本の株式会社が財閥形態を採用し、また戦後は株式の相互持合いやメインバンク制に基づいたのも、いわば「信用」という資本結合を促進するエレメントが西洋と日本では質的に異なっていた可能性があるのかもしれない。この点を更に考察していくためには株式会社や俸給経営者を理論的にどのように定位するかについて更なる考察が必要となる。いずれにせよ、以上の考察は大塚(1969)の枠組みを否定するものではもちろんない。日本型会社制度研究を進めていく上で、乗り越えなければならない課題ではあるかもしれない。いずれにせよ、企業集中の問題も含めてまだまだ学ばなければならないことが多い。

また、日本企業の企業統治のあり方として倫理や徳が問われるのも、機能資本の私的な企業支配を抑制するという意味で、血縁や地縁等、企業の存続や成長にコミットメントを持つ人々による人的結合を優先する人的支配形態—人的結社—という日本企業の企業形態の特質との関係があるかもしれない<sup>13)</sup>。

更に、本論文の分析枠組みとして資本結合と経営組織や競争優位の問題を取り上げたが、紙面の都合上、本論文では取り上げることができな

13) この点に関する優れた研究のひとつとして伊藤(2019)がある。

かった。これらの点についての更なる考察も含めて今後の課題としたい。

#### 参考文献

- ◎有田町史編纂委員会(1985)『有田町史 陶業編Ⅱ』有田町。
- ◎Ito, K. (1995), "Japanese Spinoffs: Unexplored Survival Strategies", Strategic Management Journal, Vol. 16, pp. 431-446.
- ◎伊藤博之(2019)「組織統治・倫理・パレーシア 企業統治論と組織論のアボリアをこえて」『彦根論叢』第422号、pp.4-16。
- ◎今城光英(1994)「少数出資者の企業」増地昭男・佐々木弘編著『現代企業論』第4章、八千代出版、pp.79-99。
- ◎伊牟田敏充(1968)「明治期の株式会社的发展和株主層の形成」大阪市立大学経済研究所編『明治期における経済発展と経済主体』日本評論社。
- ◎大木秀雄(1948)『経済力集中と株式会社』水書房。
- ◎大塚久雄(1969)『大塚久雄著作集第一巻 株式会社発生史論』岩波書店。
- ◎加護野忠男(2005)「企業統治と競争力」伊丹敬之・藤本隆宏・岡崎哲二・伊藤秀史・沼上幹編著『第Ⅱ期日本の企業システム第2巻企業とガバナンス』第10章、有斐閣、pp.282-302。
- ◎鎌谷親善(1991)「資料紹介 精磁会社(明治12~26年)に関する資料と解説」技術と文明7巻1号、pp.89-105。
- ◎国弘員人(1991)『三訂 企業形態論』泉文堂。
- ◎柴田淳郎(2006)「陶磁器産業における会社制度に関する研究」神戸大学経営学研究科博士論文。
- ◎柴田淳郎(2008a)「企業間協働と会社制度－有田焼産地の事例分析－」国民経済雑誌197巻2号、pp.95-112。
- ◎柴田淳郎(2008b)「日本型スピノフ戦略の形成プロセスと論理－日本陶器合名会社の事例分析－」日本経営学会誌22号、pp.41-52。
- ◎柴田淳郎(2020a)「伝統工芸産地の危機対応と海外進出－幕末・明治期の有田焼産地の事例分析－」『彦根論叢』第423号、p.8-22。
- ◎柴田淳郎(2020b)「日本型会社制度研究の課題とその解決策－株式会社の制度的柔軟性と近代産業部門の特殊性－」『彦根論叢』第425号、pp.32-47。
- ◎新保博(1967)「株式会社制度と近代的経営の展開」経営史学第二巻第一号、pp.77-93。
- ◎高宮晋(1942)『企業集中論』有斐閣。
- ◎増地庸治郎(1930)『企業形態論』千倉書房。
- ◎増地昭男(1994)「企業論と企業形態論」増地昭男・佐々木弘編著『現代企業論』第1章、八千代出版、pp.1-24。
- ◎松本源次(1985)『有田陶業側面史(明治編) 松本静二の生涯上』麦秋社。
- ◎吉田準三(1994)「出資者多数の企業(総説)」増地昭男・佐々木弘編著『現代企業論』第5章、八千代出版、pp.100-123。

# Characteristics of the Corporate Forms and Economic Functions of Companies in the Porcelain Industry

## Case Study of the Arita Porcelain Production Center in the Meiji and Taisho Periods

Atsuro Shibata

The purpose of this paper is to examine the characteristics of the corporate forms and economic functions of companies in the porcelain industry in the Meiji and Taisho periods, a time which saw the rise of industrial capitalism in Japan, with a focus on the companies that formed and developed in the Arita porcelain production center.

The paper's primary aim is to identify the characteristics of the corporate forms and economic functions of these companies, and to consider the reasons behind the evolution (changes) in corporate forms by using, to the extent possible, the analytical framework provided by the two theories of corporate form – one theory is based mainly on a static viewpoint to identify the types of corporate forms and the other is based on a dynamic viewpoint to understand the logic of the development (or change) of corporate forms.

The paper concludes that the companies forming and developing in the Arita porcelain production center during this period were a cross between a limited partnership and a limited share partnership, and operated based not on the principles of capitalism but on human principles. The paper also discusses the possibility that Japan's corporate development theory may differ from that in the West due to different views on the concept of trust, an element that drives capital combinations.